

法務省民制第69号  
令和2年6月19日

革新的事業活動評価委員会  
委員長 安念 潤司 殿

法務大臣 三好 雅子

新技術等実証に関する計画に対する見解について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により令和2年6月12日付で株式会社リンクス代表取締役 野田 貴から提出された新技術等実証に関する計画（以下「当該実証計画」という。）に対し、生産性向上特別措置法施行規則第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり見解を送付しますので、意見を求めます。

記

1. 当該実証計画を提出した者  
株式会社リンクス 代表取締役 野田 貴
2. 当該実証計画が提出された日  
令和2年6月12日
3. 認定の可否に関する見解  
法第11条第4項第3号に適合するものであると認められるため、認定をする見込みである。
4. その他革新的事業活動評価委員会の調査審議に参考となる事項  
なし

革新的事業活動評価委員会

委員長 安念 潤司 殿

経済産業大臣 梶山 弘志

新技術等実証に関する計画に対する見解について

生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第11条第1項の規定により令和2年6月12日付で株式会社リンクス 代表取締役 野田 貴から提出された新技術等実証に関する計画（以下「当該実証計画」という。）に対し、法第11条第4項及び生産性向上特別措置法施行規則第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり見解を送付しますので、意見を求めます。

記

1. 当該実証計画を提出した者  
株式会社リンクス 代表取締役 野田 貴
2. 当該実証計画が提出された日  
令和2年6月12日
3. 認定の可否に関する見解  
同法第11条第4項各号のいずれにも適合するものであると認められるため、認定をする見込みである。
4. その他革新的事業活動評価委員会の調査審議に参考となる事項  
なし